

イギリス「私会社」制度の立法過程（補論）

—ローテバーン委員会報告書を中心とした—

今野裕之

序

小規模閉鎖的株式会社制度の嚆矢であるイギリス「私会社」(private company)制度の立法過程について、かつて、イギリス議会議事録を中心に解明を試みたことがある。⁽¹⁾ 前稿におけるは、主として、私会社の法制化ならびに私会社に対する計算書類開示義務の免除が議会において認められたる過程を明らかにしようと努めた。しかし、その際、私会社を初めて法制化した一九〇七年会社法(Companies Act 1907 (7 Edw. VII c. 50))の法案作成の基礎となつたローエバーン委員会報告書(Loreburn Report: 日本ではReport of the Company Law Amendment Committee, (Cnd. 3052, 1906) であるが、以下、上記通称で引用する)というの検討は、同報告書を当時入手していなかったため、他の文献によるもののが多かった。しかも、同報告書については文献により矛盾した引用が見られ、これは今日まで疑問のままであった。すなわち、ある者はローエバーン委員会報告書が私会社に対する開示義務の免除を容認したかのような引用を行ない、またある者はそうした提言は全くなかつたとしていた。

ムの度よりやく回報告書を入手することができた。⁽⁴⁾ そいで本稿においては、回報告書の私会社に関する提幅を中心紹介し、前稿に対する若干の資料的補完を行ないたい。

- (1) 今野裕之「ヤギリバ『私会社』程度の立法過程——イギリス議会議事録から——」1 檻論叢(1 檻大)八二一巻三号(一九七九年)107頁以下(以下「詔稿」と略称)。
- (2) 1 C. Schmitthoff et al., Palmer's Company Law, 12 (23rd ed. 1982). たゞ、この用箇所を示す同書111頁詔
- (3) ざ' Cmd. 3056/1906, para. 46 などによれば、日本は Cmd. 3052/1906, para. 46 の趣旨である。
- (4) ローベーン委員会報告書のヨーロッパを入手するといふことは、ロンドン留学中であった工学院大学専任講師・済藤友明氏の手を煩わした。記して謝意を表す。

II ローベーン委員会の目的および性格

ローベーン委員会は、「ヨーロッパ・メントラク・カーパニーに関する諸法令にいかなる改正が必要かを審議し、商務省に答申する」ために、一九〇五年一月一八日設置された。⁽⁵⁾ 右名称は、同委員会の初代座長であった大法官ローベーンの名をとった通称であり、正式名称は「会社法改正委員会」である。この委員の中には、私会社制度の創造者であり且つ普及者であるといわれるフランシス・B・ペーマーの名前も見られる。ペーマーとは、夙に小規模企業による株式有限責任会社形態の利用の利点を説き、ついにその利用の慣行化から私会社の法制化へと導いたのであつた。

ローベーン委員会の目的はかなり広く、商務省によれば「同委員会は、いかなる手段によってシヨイント・ベ

トヨク企業の振興を最大限に図る」とがやむ、且つ、恣の趣旨に反する実務慣行を最も効果的に抑制する」とがで
あるかにつけ検討する」ものとされたが、同委員会はその審議の対象を次の四点に絞った。①目論見書を発行する
ことなしに株式を公募する会社の増加に関する件、②国内において企業活動を行ない資本を調達する会社の国外で
の登記に関する件、③担保の登記に関する一九〇〇年会社法の規定の拡充に関する件、四一八六二年会社法第一付
則付表Aの改正に関する件である。⁽¹⁾

以上した問題に取り組む同委員会の基本的な姿勢は、一方で会社企業の経済的重要性を十分に認識するところも
は、他方でその利害関係者の保護に配慮するところであった。すなわち、同委員会によれば、会社企業の大部分は誠実に設立され、經營されていると信じ、現行の会社制度は正しく運用されていると確信するが故に、かくも
重要性を有するものの利害にかかる立場には細心の注意を要し、また、詐欺の防止はあらゆる妥当な手段を講じ
てお困られるのが望ましい一方、その上で誠実な企業が永年にわたり発展し、なお発展し続いている会社制度の利
便性と有利性を不当にせがなよら最大限の注意が払われねばならないとされた。⁽²⁾

(1) Ladburn Report, para. 1.

(2) Manser, *The Evolution of the Private Company*, 26 L. Q. Rev. 13 (1910). ケーリーは、一八七七年に既に私会
社に関する著書を公刊している(F. Palmer, *Private Companies and Syndicate*, (1877))。同書はその後かなり版を
重ね、一九〇一年には一七版が出版された。既往の記述の上、ケーリーは登記の一部を変更しないが、
この同じ版では(T. Cain, Palmer's *Private Companies: Their Formation and Advantages and the Mode of
Converting a Business into a Private Company*, (42nd ed. 1961))によると、会社制度普及に対する
ケーリーの貢献は想像に難くない。

- (1) Ladburn Report, para. 1.
- (2) *Id.* para. 4-8.

三 ローアバーン委員会報告書の内容

ローアバーン委員会報告書は全体で四四頁、そのうち主要報告部分は一六頁、九〇項からなる。⁽⁹⁾ その主な内容は次のとおりである（括弧内の数字は同報告書の「項」を示す）。

近時における会社登記の減少（九一—一六）

目論見書利用の減少（一七）

国外における会社の登記ならびにイギリスにおいて取引活動を行なう外国会社（一八一—一九）

最少引受額（一〇）

目論見書の記載事項（一一一—一四）

引受手数料ならびに割引（二五一—三一）

無担保債権者の保護 貸借対照表その他の書類の開示（三一一—三二）

無担保債権者ならびに社債権者（三四）

担保（三五一—四一）

債権者による清算申立（四五）

監査（四四）

私会社（四五—五一）

資本税の減額（五一）

会社法の統括（五三）

協定および会社の再建（五四一五六）、
基本定款における附隨する目的の記載（五七一五九）、
小改正（六〇一八八）、
有限責任組合（八九）

のようにローアバーン委員会報告書の内容は多岐にわたるが、以下では私会社の法制化とその法規整に関する部分のみを取り上げる。

(c) なお、ロートベーン委員会報告書には、ハンドン商業会議所の報告等の資料をまとめた次の付属文書がある。Appendix to Report of the Company Law Amendment Committee, (C.m'd. 3053, 1906).

四 私会社の法制化に関する提言

ローアバーン委員会報告書が私会社の法制化を提言した背景にあったものは次の二つであった。すなわち、一つは小規模企業による株式会社形態利用の増加であり、いま一つは大衆投資家の保護に関する会社法の規整の強化である。

第一の小規模企業による株式会社形態利用の増加は既に一九世紀の半ば以降見られた現象である⁽¹⁰⁾が、ローアバーン委員会報告書は、一八九六年から一九〇五年までの一〇年間の動向を調査し、その結果を次のようにまとめている。

一八九六年以降、会社企業の増加に極めて顕著な変化があった。一八九六年と一九〇五年を比較すると、登記され

れた会社の数は、一八九六年の四、二九一社に対し一九〇五年には三、九六七社で僅かに減少しているにすぎないが、その公称資本額は、一八九六年の約二億八、〇〇〇万ポンドに対し一九〇五年は約一億ポンドでおよそ三分の一に減少している。とりわけ、一九〇一年から一九〇四年にかけて、目論見書または株式引受の勧誘状を一般大衆に対して発行する会社の数が年々減少し、しかも、この間にはそれらの公称資本額の大額な減少が見られ、一九〇一年には三六九社で四、八〇〇万ポンドを超えていたのに對し、一九〇四年には一四六社で一、三〇〇万ポンド弱にすぎない。⁽¹¹⁾

これを会社の規模別にもう少し詳しく見ると、公称資本額一〇、〇〇〇万ポンド以下の会社の増加が一八九五年以降著しく、その中には公称資本額が五、〇〇〇万ポンドに満たないものも多い。他方、一八九八年に初めて見られた公称資本額一〇、〇〇〇万ポンドを超える会社の減少の傾向はその後も一貫して続いている。⁽¹²⁾ 両者の比率を近時の数字で見れば、一九〇〇年に登記された会社総数四、五〇九社のうち公称資本額一〇、〇〇〇万ポンド以下のものは一、七五七社で約六〇・一セント、同じく一九〇五年では三、九六七社のうち一、八三三社で約七〇・一セントであった。⁽¹³⁾

ローラバーン委員会報告書によれば、これらの増加しつつある小規模な会社の大部分は閉鎖的な企業であって、家族的企業が株式会社成りしたものが多く、一般大衆にその資本を求めるとはなかつた。⁽¹⁴⁾ その社員の数はほとんどどの場合法定の最低数である七人を超えて、また株式の譲渡を制限しているのが普通であった。⁽¹⁵⁾ 当時、大規模公開会社が「公募会社 (public company)」と呼ばれていたのに對し、⁽¹⁶⁾ こうした会社は「私会社」と呼ばれた。

次に、第二の大衆投資家の保護に関する会社法の規整の強化は、イギリスが一九世紀半ばに会社設立について準則主義を採用して以来夙に図られてきたといふであるが、詐欺的な会社設立による一般大衆の被害は跡を絶たず、この一つの対策として、一九〇〇年会社法 (Companies Act 1900 (63 & 64 Vict. c. 48)) は、大衆投資家に対し

株式の引受を勧誘する目論見書の記載事項を法定し、且つ、この目論見書を発行前に会社登記官に届け出ることを義務づけて当該会社に関する重要な事項の十分な開示を確保するとともに（九条・一〇条）、会社設立の基礎を固めるために取締役の選任および公告の要件（二条）と営業開始の要件（六条）を定めた。この結果、目論見書の作成・発行は非常に面倒になり、このため、目論見書の作成・発行は行なわず、とりあえず株式引受業者に会社の株式の大部分を引き受けさせ、あるいは、発起人との仲間うちでのみ引き受け、その後個人的あるいは株式市場で株式を売却・譲渡するという便法が多くとられるようになった。この場合、これらの株式は当該会社に関する何の情報もないままに一般大衆に売り出されることになり、目論見書に関する一九〇〇年会社法の規整は大衆投資家の保護にほとんど意味をもたなくなつた。⁽¹⁶⁾

こうした事態に対処するために、目論見書を発行せず、したがつてそれを会社登記官に届け出る必要のない会社も、株式の買い手または引受人が必要な情報を得られるように、目論見書の法定記載事項と同様の内容の目論見書に代わる書面を作成して会社登記官に届け出ることを義務づけられるべきである、とローアバーン委員会報告書は⁽¹⁷⁾提言し、他方、大衆投資家との接触をもたない小規模な会社である私会社はかかる書面の届出を要しないとして、私会社を法律上明確に定義し、公募会社と一般に言われるものと区別することを提言した。⁽²⁰⁾その提言によれば、「私会社とは、三〇人以下の社員からなる会社で、その通常定款によって株式の譲渡を制限し、社員数が三〇人を超えることを禁止し、且つ、会社のあらゆる株式、社債または不特定額面社債の引受について大衆に対するいかなる勧誘も禁止する会社をいう」ものとされた。⁽²¹⁾

- (10) 一八七五年から一八八三年に登記され且つ現実に成立した会社の五分の一は株式を公開していく、一八九〇年に登記された会社ではその三分の一、現実に成立した会社ではその二分の一は株式を公開していなかつた。これらの非公開の会社の社員数は極めて少なく、大部分は一〇人以下であり、実質的には一人から三人の社員しかいないものが三分の一

- (11) Loeburn Report, para. 10.
- (12) *Id.* para. 14.
- (13) *Id.* para. 16.
- (14) *Ibid.*
- (15) *Id.* para. 45.
- (16) Gower, *The English Private Company*, 18 L. & C.P. 535—537 (1933).
- (17) Loeburn Report, para. 17.
- (18) *Ibid.*
- (19) *Id.* para. 46.
- (20) *Id.* para. 51.
- (21) *Ibid.*

H 私会社の最低社員数に関する提唱

一八五六年のジョイント・ストック・カムパニー法 (Joint Stock Companies Act (19 & 20 Vict. c. 47)) 以来、会社の設立登記に必要な最低限の社員数は七人と規定されたため、実質的には七人未満・時とは一人または一人の構成員からなる小規模な企業が、名義上七人の者を揃えて登記をし、法人格ある有限責任の株式会社となることが慣行化していた。そこで、ロードバーン委員会は、私会社の最低社員数を公募会社の場合の七人より引き下げるとの是非について検討している。同委員会によれば、かかる法改正は、社員の大部分を名義人によるところ實際上ほとんど意味のない形式主義を廢するにとどまはなるが、これに法改正の十分な理由があるとは思えず、現

のと、会社法の要求する最低限の社員数を単なる名義人によって満たすという方便の合法性が貴族院の判決により確認された。⁽²²⁾ 七人の社員を揃えないとは實際上何ら不都合を生じないものと思われるから、私会社についての最低社員数を公募会社の場合の七人より下げる必要はないと言われた。

(22) Cf. Salomon v. Salomon & Co., Ltd., [1897] A.C. 22.

(23) Ladburn Report, para. 48.

六 私会社の計算書類の開示に関する提言

イギリスにおいて、計算書類の開示が一般の会社に法律上義務づけられたのは19世紀に入つてからのことであり、それはロード・バー^ン委員会報告書の提言によるものであった。これ以前にはかかる強制はなかつた。詳言すれば、一八六一年の会社法 (Companies Act (25 & 26 Vict., c. 89)) はその付則A表に監査と計算に関する規定を設けたが、それについて強行規定を設けてはおらず、一八七九年には銀行業を営む会社の監査と計算に関する規定が設けられたが、一般の会社についてはそのような規定が設けられるには至らなかつた。⁽²⁴⁾

有限責任の会社にあっては社員は会社債権者に対して直接なんらの責任も負わず、会社債権者にとつては会社の財産だけがその債権の担保であるといふが、ロード・バー^ン委員会報告書は、かかる債権者とりわけ無担保債権者を保護するため、有限責任の会社はすべてその貸借対照表を毎年会社登記官に届け出るとして、その企業内容を開示する义务づけられたのであると提言した。⁽²⁵⁾

この点に關し私会社の場合にはどのよひにすべきかについては、ロード・バー^ン委員会内部に相当の意見の対立があつたようである。すなわち、ある者は、「私会社は大衆に対し株式の引受けを求めるないが故にその内部事情を公表

する必要がなく、また、貸借対照表のよる書類の届出による開示は私会社の利益を著しく害するであろう」として、私会社は貸借対照表の届出を義務づけられるべきではないと主張し、これに対しましてある者は、「私会社も公募会社と全く同様に破産の可能性を有するのであり、公募会社についてなお一層の開示が望まれるのであれば、この点につき私会社を免除する十分な理由はない」のであって、貸借対照表の届出義務を私会社に対して免除する現在および将来の債権者のために望ましくない」と主張した。⁽²⁴⁾ 同委員会の多数意見は、結局、後者の立場をとり、⁽²⁵⁾ 貸借対照表の届出義務に關し私会社に対する免除をなすべきではないと提言した。

(24) Cf. Board of Trade, Report of the Committee on Company Law Amendment, para. 96 (Cmd. 6659, 1945).

(25) Ladburn Report, para. 33.

(26) Id. para. 46.

七 結語

以上、極めて大雑把ではあるが、ローレバーン委員会報告書の私会社に関する主要な提言を見てやめた。これに若干の検討を加えて結びとしたい。

まず、私会社の法制化に関するローレバーン委員会報告書の提言は、そのまま法案にとり入れられたが、社員数の最高限については議会の審議の過程で二〇〇人から五〇人へと修正され、⁽²⁷⁾ 一九〇七年会社法第三七条第一項は次のように私会社を定義した。

第三七条

(一) 本法において「私会社」とは通常定款によつて次の事項を定める会社をいう。

- (a) その株式を譲渡する権利を制限する。
- (b) その社員数を（現に会社に雇用されている者を除く）五〇人に制限する。
- (c) 会社のあるる株式または社債の引受けについて大衆に対するかかる勧誘を禁止する。
- この定義規定は、そのまま一九〇八年会社（統括）法 (Companies (Consolidation) Act 1908 (8 Edw. VII c. 69)) と統括され（一一一条一項）、その後、一九二九年会社法 (Companies Act 1929 (19 & 20 Geo. V c. 23)) を経て（一一六条一項）、一九四八年会社法 (Companies Act 1948 (11 & 12 Geo. VI c. 38)) にて継がれ（一一八条一項）、一九八〇年会社法 (Companies Act 1980 (c. 22)) によって廃止されたが存続した。⁽²⁸⁾
- また、一九〇七年会社法は、申論見書を発行しない場合にも申論見書に代わる書面を会社登記官に届け出なければ会社は株式または社債の割当ができない旨規定するところだ。私会社はこの適用を受けないものとして、この点では全面的にロードバーン委員会報告書の提言を容れた（一条一項・五項）。
- 次に、私会社の最低社員数については、法案は、ロードバーン委員会報告書の提言に従い、公募会社の場合と同じ七人としていたのであるが、これも議会の審議の過程で修正され、一九〇七年会社法第三七条第四項は、私会社は僅かに一人の社員で設立される旨定めた。これには詐欺的な会社設立を防止するためには七人の署名が必要とされるべきであるとの反対もあったが、結局は、社員数の最低限が七人のままである場合には、従来行なわれてきたように、名義上存在するにすぎない五人の社員を求めるに帰し、無意味であるとされたのであった。⁽²⁹⁾
- さらに、私会社の計算書類の開示については、ロードバーン委員会報告書は、この点で公募会社と私会社を区別すべきいわれはない、私会社にも貸借対照表の届出を義務づけるべきであるとした。しかし、この提言を容れた法案は議会の審議の過程で紛糾の末に修正され、結局、一九〇七年会社法第一一条は私会社にはかかる義務を課さなかった。⁽³⁰⁾この経緯については前稿に詳しい。

この私会社に対する計算書類開示義務の免除は、その後六〇年間にわたって私会社制度を揺さぶり続けた。すなわち、その後の私会社制度の大改正はすべてこの免除にまつわるのであり、一九四七年会社法⁽¹⁾ (Companies Act 1947 (10 & 11 Geo. VI c. 47)) はこの免除を受けた私会社を限定し（同七条）、一九六七年会社法⁽²⁾ (Companies Act 1967 (c. 81)) までのところの免除を全面的に廃止した（二一条）。

以上において述べたローラバーン委員会報告書は私会社に対する計算書類開示義務の免除を容認してはおらず、むしろその開示を積極的に提言しているのであり、ショミットホップ等によつて改訂された「ペーマー原著『会社法』」が免除論を唱える意見のみを同報告書から引用しているのは、同報告書の立場について誤解を招く恐れが大きい。実際わが国のこれまでの研究はすべてこの引用に従い、一九〇七年会社法が私会社に計算書類の開示義務を免除したのはローラバーン委員会報告書の提言によるものであるとしている。⁽³⁾ 同じ誤りはスイスの文献にも見られた。⁽⁴⁾ これらはすべて訂正されなければならない。

他方、リヴァイ・ヤシヨミットホップの言つよう、私会社に対しては計算書類開示義務を免除するとの提言はローラバーン委員会報告書にはなかつたとするような表現もやや問題が残る。⁽⁵⁾なぜなら、同報告書は私会社にも計算書類の開示義務を課すことと積極的に提言しているからである。⁽⁶⁾

(27) Cf. 171 Parl. Deb., col. 166 (1907); 181 Parl. Deb., col. 901 *et seq.* (1907).

(28) 一九八〇年会社法は、従来の公募会社と私会社の定義を根本的に変更した。一九〇七年以來、私会社とはその通常定款により株式の譲渡制限・社員数の制限・株式および社債の非公募を定める会社をいい、公募会社とは私会社以外の会社を指した。これに対し、一九八〇年会社法によれば、公募会社とはその基本定款をもつて公募会社である旨を定め且つ公募会社としての登記または再登記に関する要件を満たすものと定義され、それは、その商号の末尾に公募会社である旨の文字を付さねばならず、また、法定の最低資本を有さねばならず、さらに、その株式は券面額の四分の一および

アノマリイの金額が払込されねばならない。他方、私会社は公募会社以外の会社と定義され、公募会社の要件を満たさなかぎり会社はすべて私会社とされる。それは、基本定款に私会社である旨を記する必要はない、その商号には從来通り「有限公司 (Limited)」の文字を付すだけに足り、また、最低資本額の定めも、株式の払込に関する制限がない。詳しく述べ、今野裕之「ヤギラベ一九八〇年会社法の理論的基礎——大小会社の区分を中心とする——」成城法学（成城大）100号（一九八一年）711頁以下参照。

(28) Cf. 171 Parl. Deb., col. 165 *et seq.* (1907).

(29) Cf. 181 Parl. Deb., col. 903 *et seq.* (1907). たゞ、一九八〇年会社法第11条第1項は「ハキハキスル眞領 (Jenkins Committee) の勅許並びに、公募会社並びにセイア社員數の最低限を一人とした (Cf. Board of Trade, Report of the Company Law Committee, para. 31 (Commr. 1749, 1962)).

(31) Cf. 173 Parl. Deb., col. 1013—1015 (1907); 181 Parl. Deb., col. 889 *et seq.*, 1531—1534.

(32) 前掲 1—11頁参照。

(33) C. Schmitthoff et al., *supra* note 2, at 12. ユリウスの記述は同書19版ではなく、110版が心地よいが、現在は用ひられておらず。

(34) 武市春男『イギリス会社法』（一九六一年）67頁、酒巻俊雄「閉鎖的株式会社の理論と立法動向（1）——英米法の動向とその示唆——」民商法雑誌五八卷1号（一九六八年）11頁註(13)（同『閉鎖的会社の法理と立法』（一九七二年）1—1頁註(13)再録）、新城繁義「ヤギラベ会社法」井川謙開示制度の動向、法学研究論集（神經理大学大学院）11号（一九七八年）116頁。

(35) C. von Geyern, *Die englische «private company»*, in: Lebendiges Aktienrecht, Festgabe für Wolhart Friedrich Bürgi, 168 (M. Boenle et al. hrsg. 1971).

(36) A. Levy, *supra* note 3 at 159; C. Schmitthoff, *supra* note 3 at 183.

(ユリウス・ルートヴィヒ=本学専任講師)

人也。故其子曰：「吾父之教我，比之如司馬遷著《史記》」。

蓋其子之才，固已過人，而其父之教，亦復何似？

余嘗謂：「人之有才，固當以學識為主，而其才之發見，又必以文章為途。」

蓋學識者，人之所以成其才也；文章者，人之所以發見其才也。故學識與文章，實相輔而成之物也。

余嘗謂：「人之有才，固當以學識為主，而其才之發見，又必以文章為途。」

蓋學識者，人之所以成其才也；文章者，人之所以發見其才也。故學識與文章，實相輔而成之物也。

余嘗謂：「人之有才，固當以學識為主，而其才之發見，又必以文章為途。」

蓋學識者，人之所以成其才也；文章者，人之所以發見其才也。故學識與文章，實相輔而成之物也。

余嘗謂：「人之有才，固當以學識為主，而其才之發見，又必以文章為途。」

蓋學識者，人之所以成其才也；文章者，人之所以發見其才也。故學識與文章，實相輔而成之物也。

余嘗謂：「人之有才，固當以學識為主，而其才之發見，又必以文章為途。」

蓋學識者，人之所以成其才也；文章者，人之所以發見其才也。故學識與文章，實相輔而成之物也。

余嘗謂：「人之有才，固當以學識為主，而其才之發見，又必以文章為途。」

蓋學識者，人之所以成其才也；文章者，人之所以發見其才也。故學識與文章，實相輔而成之物也。